様式第１号(第６条関係)

 　　　　　認定しない旨の通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 (申請者)

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　桐生市長　　　　　　　　　印

　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第　　条第　項の規定により申請のあった下記の計画の認定申請について、認定をしないこととしたので通知します。

　なお、この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に桐生市長に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、桐生市を被告として(訴訟において桐生市を代表する者は、桐生市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　申請の種類及び申請年月日

　　申請の種類

　　申請年月日　　　　　　　年　　　月　　　日

２　申請に係る建築物の位置

３　理由